

創る

巡る

贈る

おおくま。

大熊町ゼロカーボン補助金交付要綱

概要

交付の目的

町民や新たに居住する者、大熊町内の事業者に対して、町内への帰還・居住、町内での事業活動の再開・開始に当たって追加的に要する費用を補助しこれを促進するとともに、再生可能エネルギーの導入等の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

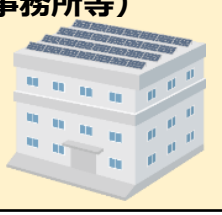
補助対象経費

※国の補助金との併用不可。県等の補助金については、国の補助を得て実施する補助金との併用不可。
※おおくまゼロカーボン建築物支援事業のZEH,ZEH-M及びZEBへの補助（黄色）は、再生可能エネルギー設備等導入事業並びに次世代モビリティ導入事業のV2H及び充電設備に対する補助（緑色）と併せて申請不可。

◆おおくまゼロカーボン建築物支援事業

※申請にあたっては、裏面の「申請にあたっての留意事項」及び「要綱」を必ずご一読ください

対象経費：町民等が、大熊町内において、ZEHを建設する際に要する経費。大熊町内においてZEH-Mを建設する際に要する経費。町内事業者等が、大熊町内において、ZEBを建設する際に要する経費。町民等が、大熊町内の住宅の省エネリフォーム等を行う際に要する経費。町内事業者等が、大熊町内の事業所の省エネリフォーム等を行う際に要する経費。町民等が、大熊町内の住宅の敷地又は住宅の近隣の土地に新たに庭木及び植栽を設置する際に要する経費。町内事業者等が、大熊町内の事業所の敷地又は事業所の近隣の土地に新たに庭木及び植栽を設置する際に要する経費。

対象事業	補助額	主な補助要件
ZEH (戸建て住宅) 	500万円 (ただし、補助対象経費の額が500万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額を限度とする)	・平成31年4月10日以降、町内での居住実態を有する者又は本補助事業完了後町内に居住することが認められる者（以下「町民等」という。）が対象。 ・一戸建ての新築住宅であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・住宅の用途に供する部分が下記の基準等への適合 ①強化外皮基準(UA値5地域:0.6[W/m2K]相当以下) ②再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
ZEH-M (集合住宅) 	『ZEH-M』：対象経費の2分の1 (上限：40万円/㎡、最大金額5億円) Nearly ZEH-M：対象経費の3分の1 (上限：40万円/㎡、最大金額3億円)	・新築の集合住宅であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・共用部を含む全ての住戸が下記の基準等に適合 ①当該住棟に含まれる全ての住戸が強化外皮基準(UA値5地域:0.6[W/m2K]相当以下)に適合していること ②再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 『ZEH-M』:100%以上、Nearly ZEH-M:75%以上
ZEB (事務所等) 	『ZEB』：対象経費の2分の1 (上限：40万円/㎡、最大金額5億円) Nearly ZEB：対象経費の3分の1 (上限：40万円/㎡、最大金額3億円) ZEB Ready： 対象経費の 4分の1 (上限：40万円/㎡、最大金額1億円)	・平成31年4月10日以降、大熊町内で事業を営む事業者又は本補助事業完了後に大熊町内で事業を開始することが認められる者（以下「町内事業者等」という。）が対象 ・新築の非住宅の建築物であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・非住宅の用途に供する部分が下記の基準等に適合 ①再エネを除いた基準一次エネルギー消費量から50%以上一次エネルギー消費量削減率 ②再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 『ZEB』:100%以上、Nearly ZEB:75%以上
省エネリフォーム	対象経費の3分の2 (上限：150万円/戸) ※設備費＋工事費	・町民等及び町内事業者等が対象 ・住宅のエネルギー消費性能の向上に資するリフォーム等 ※建設工事完了の日から1年以上が経過した住宅等に対する工事であること ・断熱材、窓（ガラス/窓枠）、エコキュート、IH、高効率エアコン(省エネ基準達成率:100%以上[壁掛形：目標年度2027年度]、100%以上[壁掛形以外・マルチタイプ：目標年度2010年度])、地中熱利用ヒートポンプ、宅配ボックス(施錠できる構造、盗難防止のため、容易に移動できないように固定されていること)
緑化・環境改善	対象経費の2分の1 (上限：20万円/戸) ※材料費＋運搬費＋工事費	・町民等又は町内事業者等が大熊町内の住宅、事業所の敷地又は住宅、事業所の近隣の土地に新たに庭木、植栽等を設置し、二酸化炭素吸収源の増加に資する場合かつ、下記のいずれかに該当するもの ・①自宅又は事業所の敷地内に設置するもの ・②自宅又は事業所の敷地から直線距離300m以内の土地に設置するもの

◆再生可能エネルギー設備等導入事業

対象経費：町民、町内事業者等が、大熊町内の住宅、事業所に太陽光パネル又は蓄電池を設置する際に要する経費。町内事業者等が、町内の地域新電力会社に電力を供給するために再生可能エネルギー発電設備を町内に設置する際に要する経費。

対象事業	補助額	主な補助要件	
太陽光パネル 	最大出力(kW)×10万円 (住宅用上限：100万円、事業用上限：2,000万円)	・自家消費を目的とするもの ・全量自家消費を行うもの又はFIT以外の余剰売電を行うもの ・余剰売電を伴う場合は少なくとも30%の自家消費を行うもの ・事業用は併せて自営線を敷設するもの	
蓄電池	定置式 リチウムイオン電池	対象経費の1/2（上限50万円）	・太陽光発電と併せて設置すること
蓄電池	可搬式 リチウムイオン電池	対象経費の1/2（上限10万円）	・直流交流変換器で構成された可搬用の完結型電源装置であって交流100ボルト出力端子を備えていること ・蓄電池は未使用品であること
町内の地域新電力会社に電力を供給するための再生可能エネルギー発電設備	対象経費の2分の1（上限：1億円） ※ 設備費＋工事費	・太陽光（500kW以上）、風力、小水力、バイオマス ・大熊町及び地域新電力会社と事前協議を行い、協定を締結したもの	

創
る
お
お
く
ま。

巡
る

贈
る

大熊町ゼロカーボン推進補助金交付要綱 概要

◆次世代モビリティ導入事業

対象経費：町民等が、大熊町内での生活の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費及び町内事業者等が、大熊町内での事業活動の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費。

対象事業	補助額	主な補助要件
EV	対象経費の3分の1 (上限：130万円/台、ただし軽EVの場合は60万円/台) ※ 車両購入費 (車両本体価格)	• 以下の①又は②に該当すること ①町民等が、大熊町を拠点として使用するために導入するもの ②町内事業者等が、自らの事業の用に供するものとして導入するもの • 初度登録の新車であること • 車検証における使用の本拠の位置が町内であること • 初度登録された日に、CEV規程に基づき、(一社)次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること • リースの場合は、車両賃貸借が4年以上の契約であること
PHV	対象経費の3分の1 (上限：90万円/台) ※ 車両購入費 (車両本体価格)	
FCV	対象経費の3分の1 (上限：250万円/台) ※ 車両購入費 (車両本体価格)	
V2L	対象経費の2分の1 (上限： V2L 50万円/台 V2H 200万円/台 急速充電器 1,000万円/台 急速充電器* 1,500万円/台 一般充電器 200万円/台 水素充填設備 1億2,000万円/台) *高圧受変電設備を含むもの※ 新設：設備費/後付け：設備費＋工事費/保守・点検費-水素充填設備のみ最大10年間	• EV、PHV又はFCVから電力を取り出す装置であること • 機器本体の購入日に、CEV規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の機器であること
V2H		• 設置場所と同じ場所を本拠としてEVもしくはPHVを使用していること
充電設備 (急速／普通)		• 出力10kW以上の急速充電器 • 出力3kW以上の家庭等で利用される充電器
水素充填設備		• FCVへの水素充填が可能なものであって、商用でないもの

申請にあたっての留意点

① 申請を検討する際は、**要綱本体**を必ずご確認ください。

② 補助金の併用について

◆ 国の負担又は補助を得て実施する補助金との併用は**不可**です。

※県等の補助金であっても、国の補助を得て実施されている場合もございますので、他の補助金との併用をお考えの場合は、申請前に併用の可否を必ずご確認ください。

③ 見積書は以下の条件を満たしたものをご用意ください。

◆ **税込み額、税抜き額**がわかるものであること。

◆ 設備費、工事費、撤去費などの**内訳が詳細に記載**されていること。

◆ **何の設備に対する費用なのか**が明らかであること。

④ 省エネリフォーム事業に関しては、**型番等、導入設備の種類が確認できる情報**を必ずご記入ください。

⑤ 代理申請について

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは**行政書士法違反**となります。**関係法令を遵守してください。**

※ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。